合　　計								
参考事項								

注１　最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。
　２　地方公共団体からＩＲＵ（Indefeasible Right of User：破棄し得ない使用権）により調達した設備によりサービスを提供している場合には、「ＩＲＵ」の欄に契約数を再掲すること（毎報告年度末時点の契約数を報告する場合に限る。）。
　３　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
　４　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
　５　記載する都道府県及び最大速度の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
　６　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第十一から様式第十三までを次のように改める。

様式第11（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告
契約数

年　　月　　日現在

サービスの種類　携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス

事業者名

	契　　約　　数
	提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの
参考事項	

注１　一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
　２　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。
　３　自ら提供する携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数（自ら提供する携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。
　４　通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
　５　定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
　６　注３から注５までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
　７　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第12（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別契約数

年　　月　　日現在

サービスの種類　三・九世代携帯電話アクセスサービス（再掲）

事業者名

都道府県	契　　約　　数
	提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの
合　　計	
参考事項	

注１　一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
　２　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。
　３　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注２後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること（「提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの」に係る契約数は記載不要。）。
　４　自ら提供する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数（自ら提供する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。
　５　注３及び注４に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
　６　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
　７　記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
　８　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。